高圧ガス保安主任者等の届出について

１　第一種製造者は、保安主任者又は保安企画推進員の選解任を都道府県知事に届け出なければなりません。

第一種製造者は、前年の８月１日から当年の７月３１日までの期間にした保安主任者又は保安企画推進員の選任又は解任を、その期間終了後遅滞なく、鳥取県知事に届け出なけなければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 高圧ガス保安主任者等届書（一般則様式第３４、液石則様式第３３） | 1 | 選解任を同時に行うときは、届書にまとめて記載すること。  控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 製造保安責任者免状の写し | 1 | 保安主任者の選任の場合に限る。 |
| 高圧ガスの製造等に関する経験を証する書面 | 1 | 保安企画推進員の選任の場合に限る。 |

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第３４（一般則第７１条）、様式第３３（液石則第６９条）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 高圧ガス保安主任者等届書 | 一　般  液　石 | （選任）  （解任） |  |  |
| ×受理年月日 |  |
| 名称（事業所の名称を含む。） |  | | | |
|  | 〒 | | | |
|  | 〒 | | | |
| 保安主任者又は保安企画推進員の選任若しくは解任の状況 | 別紙のとおり | | | |

　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　代表者　氏名

　烏取県知事　様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

２ ×印の項は記載しないこと。

３ 保安主任者又は保安規格推進員の選任若しくは解任の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。